

八潮市立学校小規模特認校制度に関する要綱

令和2年6月17日

教委告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特色ある教育活動を実施する小規模校において、当該校在校生の適性を活かした教育を推進するとともに、学校の教育活動の一層の活性化を図るため、市内全域から就学できる制度（以下「小規模特認校制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校制度による就学を認める学校（以下「小規模特認校」という。）は、八潮市立八條北小学校及び八潮市立八條中学校とする。

(対象者)

第3条 小規模特認校に入学又は転入学、編入学（以下「入学等」という。）をすることができる児童生徒は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録のある者
- (2) 本市の住民基本台帳に記録される予定のある者（八潮市就学指定校変更・区域外就学許可基準にある「住宅異動予定」に該当する者）で、小中学校に入学等を予定している者
- (3) 本市外から入学等を希望する場合は、本市及び該当市区町村の了解を得た者

(受入人数)

第4条 通学区域外の児童生徒の受入人数は、小規模校としての特色を活かせるよう、通学区域内の児童生徒数を勘案し、八潮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が小規模特認校の校長（以下「当該校長」という。）と協議の上、毎年度、決定するものとする。

(受入時期)

第5条 小規模特認校の受入時期は、毎年4月1日とする。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

(受入期間)

第6条 小規模特認校の受け入れ期間は、卒業年度の3月31日までとする。

2 就学児童生徒又はその保護者の事情により小規模特認校への就学が困難となった場合、教育委員会は当該校長と協議の上、当該児童生徒の住所地を通学区域とする小中学校に当該児童生徒を就学させることができるものとする。

(体験入学)

第7条 小規模特認校への入学等を希望する児童生徒の保護者は、小規模特認校入学等申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出する前に、小規模特認校と相談

の上、体験入学を行うものとする。なお、体験入学の期間については、原則、小規模特認校の定める期間のうち、3日から5日の範囲内とする。

(面談)

第8条 当該校長は、体験入学の終了後、入学等を希望する児童生徒及びその保護者との面談を実施するものとする。

2 当該校長は、前項の面談を実施したときは、面談内容を教育委員会に報告するものとする。

(入学等の申請)

第9条 小規模特認校に入学等を希望する児童生徒の保護者は、当該校長との面談後、申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、当該校長に通知するものとする。

(承認等)

第10条 教育委員会は、第8条第2項の報告を受け、当該校長と協議した上で、入学等の可否を決定する。

2 申請件数が教育委員会の定める年度ごとの定員数を超える場合には、抽選とする。ただし、兄弟姉妹関係について考慮する。

3 教育委員会は、入学等における可否の結果について、保護者に、小規模特認校入学等承認書(様式第2号)又は小規模特認校入学等不承認通知書(様式第3号)をもって通知するものとする。

(承認の取消)

第11条 教育委員会は、入学等を承認した後において、保護者の申請内容及び面接内容が事実と相違していると認められたとき又は就学の目的に沿わない事由が生じたときは、承認を取り消し、小規模特認校就学取消通知書(様式第4号)を保護者に交付するものとする。

(遵守事項)

第12条 小規模特認校に入学等の許可を受けた保護者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 入学等の許可を受けた小規模特認校(以下「許可校」)の教育方針を理解し、協力すること。
- (2) 卒業年度の3月31日まで、児童生徒を許可校に就学させることに努めること。
- (3) 通学は、当該校長と協議の上、保護者の責任と負担において行うこと。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和３年４月１日以後に受け入れる児童について適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和４年４月１日以後に受け入れる児童について適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和６年４月１日以後に受け入れる児童生徒について適用する。

年 月 日

（宛先）八潮市教育委員会

保護者氏名 _____

小規模特認校入学等申請書

小規模特認校への入学等について、下記により申請します。

記

児童生徒	フリガナ				男 ・ 女
	氏 名				
	生 年 月 日	年 月 日生			
保護者	氏 名		児童生徒との続柄		
	住 所				
	連 絡 先	— —			
指 定 校 及 び 学 年		立	学校	第	学年
希 望 校 及 び 学 年		立	学校	第	学年
入 学 等 希 望 期 間		年	月	日 から	年 月 日
通学方法・通学時間		徒歩 自家用車 その他（ ） 通学時間（ 分）			
小規模特認校への入学等を希望する具体的理由					

八潮教学第 号
年 月 日

様

八潮市教育委員会 印

小規模特認校入学等承認書

申請があった小規模特認校への入学等について、下記のとおり承認します。

記

児童生徒	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日生	
保護者	氏 名		
	住 所		
	連 絡 先	— —	
特 認 校 及 び 学 年		立 学校 第 学年	
入学等を承認する期間		年 月 日 から 年 月 日	
遵 守 事 項		(1) 入学等の許可を受けた小規模特認校（以下「許可校」）の教育方針を理解し、協力すること。 (2) 卒業年度の3月31日まで児童生徒を許可校に就学させることに努めること。 (3) 通学は、当該校長と協議の上、保護者の責任と負担において行うこと。	
備 考			

八潮教学第 号
年 月 日

様

八潮市教育委員会 印

小規模特認校入学等不承認通知書

申請があった小規模特認校への入学等について、下記のとおり不承認とします。

記

児童生徒	フリガナ		男 ・ 女	
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日生		
保護者	氏 名			
	住 所			
	連 絡 先	— —		
不承認とした理由				

八潮教学第 号
年 月 日

様

八潮市教育委員会 印

小規模特認校就学取消通知書

年 月 日付け、八潮教学第 号で承認した小規模特認校への就学について、下記のとおり取り消します。

記

児童生徒	フリガナ				男 ・ 女
	氏 名				
	生 年 月 日	年 月 日生			
保護者	氏 名		児童生徒との続柄		
	住 所				
	連 絡 先				
特 認 校 及 び 学 年		立	学校	第	学年
転入等学校及び学年		立	学校	第	学年
転 入 学 日		年 月 日			
取 消 理 由		八潮市立学校小規模特認校制度に関する要綱第 1 2 条の 遵守事項の内、第 号を遵守できないため。			